

地域の実情に応じた「民泊」の運用を認める法制度の構築を求める意見書

この度の規制改革実施計画の閣議決定並びに政府有識者による「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、「民泊」は、住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度として整備することが明記された。

同法の許可を受けて旅館業を営む者は、利用者の安全・安心、地域住民との共生、テロ対策、防犯等について、関係省庁より指導を受け、同法の規定を遵守している。しかしながら、民泊については、現在、違法でありながら取締りが徹底されておらず、都市部では周辺住民とのトラブルも発生しており、また、公衆衛生や火災、防犯上の問題、さらには、責任の所在が曖昧であるなどの問題が顕在化してきている。

とりわけ、地域においては、安全・安心や良好な生活環境を維持するため、それぞれの地域環境に則した規制が構築されている。それぞれ違った環境にある住宅地や共同住宅において実施される「民泊」は、地域の実態を踏まえ、地域自らが主体的に取り組むべき問題であると考えられる。

観光立国推進基本計画においても、「地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続的な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進する」ことが基本理念の冒頭に謳われている。

よって、「民泊」の法制化に当たっては、その地域の実態や需要動向など地域の実情に応じた「民泊」の運用を認める法制度を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月4日

熊本県議会 議長 吉 永 和 世

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
厚生労働大臣	塩崎恭久様
国土交通大臣	石井啓一様
内閣府特命担当大臣 (規制改革担当)	山本幸三様